

手形ハ定期拂上ノ金銀
其形ハ定期拂上ノ金銀
其形ハ定期拂上ノ金銀

六條ノ要求期限ハ路程
及第九條呈示ノ期限外國
相當日數ノ猶豫ヲ與フ

行政上ノ成分ヲ請願セシ
第二條 郡區長及局長
願スヘン郡區長局長ノ指

主務卿ノ指令ニ服セサル
主務卿ニ請願シ主務卿ノ
願スルコトヲ得 各省卿

三條 凡ソ請願スル者ハ
其指令ニ服セサル者ハ
請願スル者ヲ除ク

田區美土代町四丁目當
同町出火ノ際紛失候旨
引ヲ爲ス可カラズ且其所

示候事
東京府知事芳川顯正

免職スルコトアルト
勤績年數ニ應シ滿年
給スヘン此旨相達候事

宋政大臣三條實美
十圓ヲ給ス親族故舊ナ
生計ヲナセシメノ一金

司法省第三十四號
大審院裁判所 府縣ヲ除ク
樺戶及空知ノ集積監ニ拘禁中ノ囚人ニ對シ訊問ヲ要スル

明治十五年十二月十三日
內務卿山田顯義
府縣國館神繩根室札
帳四縣ヲ除ク

東京府丙第三十七號
郡區役所 小笠原嶋出
張所 伊豆七島役所
明治十六年一月一日調現在ノ戶籍取調別表ニ記入シ郡區

叙任賞勳
從五位 竹添龜一郎
從五位 小笠原貞正
從五位 浦 春暉

朝鮮開國ノ先驅者ハ維
目下朝鮮ノ國勢ヲ案スルニ本年七八月ノ事變以來支那政
府ノ干渉日ニ深クシテ兵事ニ商賣ニ又外交ニ一切ノ政略

支那ノ内地ニ入りテ商業ヲ營ミ、各開港場ニモ往
々支那店ヲ設ルノ準備ヲ爲シ、其政府ニハ支那ヨリ顧問
ノ士ヲ聘スル等コレヲ要スルニ朝鮮爲中國之所屬ノ名ノ

本政府ガ特ニ使節ヲ派遣シテ朝鮮ノ開國ヲ促カントル其
目的ハ隣國ノ好ヲ以テ其人ノ睡眠ヲ醒マシ共ニ近時ノ
文明ヲ興ニセントノ趣旨ニシテ締結以來專ラ此旨ニ從テ

我朝野共ニ大ニ注意ス可キ管ナリシカハ内國ノ事務多端
ノ上ニ明治十年西南ノ大戰爭其後モ機々ノ事ニ妨ケラレ
テ政府ニ於テモ其交際ニ就テハ甚ダ盡力シタルモノトモ

思ハレズ又我人民ノ彼ノ國ニ赴ク者モ實ニ爲ニ大買家
商ニシテ起リタルハ甚ダ稀ニシテ多クハ無産ノ輩ガ一

時世ノ變遷ヲ察スル者ニ
信ヲ取ルニ足ラズ殊ニ商賣射利ノ域ヲ離レテ學者士
子ノ流ガ特ニ彼ノ民情風俗ノヲ、學術傳教ノヲ、

朝鮮ノ國タル日本ト支那ト兩國ノ間ニ挾マリテ其國論
兩國ノ孰レカニ依頼シテ運動シ又變化スルハ論ヲ俟タズ
シテ知ル可キノ勢ナルニ元來我日本人ノ氣象トシテ支那

近年ニ至ルマデ支那政府ヨリ朝鮮ノ内治外交ニ干渉シ
ルコトモナキガ爲ニ尙更ニ安心シテ依然タル無爲ノ舊支那
人ナリト容易ニ之ヲ看過セシコトナレハ近時文明ノ利器ヲ

報紙上ニ論シタルコトモアリ又今彼モ隨時論スル所アリ
トスル者ナレハ其條件ハ姑ク他日ニ譲リテ受ク我日本國
ガ朝鮮ノ交際ニ就テ先驅ノ榮譽ヲ全フセントスルノ方略

其實財モ亦十倍シ、士人智略ナキニ非ズ、商人ヨク利ヲ營
ムト雖ハ西洋近時ノ實學ニ身ヲ委テテ物理ノ天然原則ヲ
知り之ヲ人事ノ實際ニ適用シテ社會ノ改進黨ヲトス

子ノ遺言ニシテ然カモ今日ノ事實ニ行ハレタルモノナ見
ズ理論ハ則チ談天彫龍ニシテ智略ハ盡張羅非子ノ書查ニ
過キズ近來稍ヤ西洋ニ採ル所アリト云フモ所聞録ヲ以テ

文明ノ器ヲ買フタルモノナレハ固ヨリ以テ百年ノ基礎ト
爲スニ足ラズ畢竟彼等ガ虛妄徒大ノ罪ニシテ容易ニ反響
ノ時ヲ期ス可キナルナリ此點ヨリ論スレバ彼ノ有名ナル

李鴻章ト云ヒ左宗棠ト云フガ如キモ個ノ老成謀國ニシテ其
智識ノ國勢ナル我日本小學ノ生徒ニ取ルナキヲ得ズ支那
全國無識ノ世界ト云テ可ナリ無識ノ人民ハ僅令ヒ一時ノ

虛勢ヲ振ルニ能ハズ、無識ノ人民ハ僅令ヒ一時ノ
虛勢ヲ振ルニ能ハズ、無識ノ人民ハ僅令ヒ一時ノ

雜報

保ス可キニ非ズンテ之ニ與ヨスルモ易ク又コレヲ

倒ス可キニ非ズンテ之ニ與ヨスルモ易ク又コレヲ

十八日ありしといふ

○歴代勅筆 大佛妙法院村田中教正より北垣京都府

知事を経て富小路侍從へ差出さるる勅筆の点數を

聞くは後白川天皇。後鳥羽天皇。後深草天皇。後宇多

天皇。伏見天皇。後醍醐天皇。光嚴院天皇。後小松天皇

後土御門天皇。後柏原天皇。後土御門後柏原両天皇御

合翰。後奈良天皇。後陽成天皇。後水尾天皇。後水尾院

廣義門院御兩筆。後光明院天皇。後西院天皇。靈元院

天皇。東山院天皇。櫻町天皇。後桃園天皇。仁孝天皇。

後桃園天皇。光格天皇。後陽成天皇。靈元天皇。光格天

皇御合筆總て四十八幅七卷ありまじ

○寫眞 先頃福島縣下安積疏水式へ大臣參議の出張

ありしとき印刷局寫眞部の技手數名を隨行せしが該

式の模様疏水の景況を一々模寫しるるを同部より於て

調製し大臣參議及該工事を從事せし吏員へ一部づゝ

送らるゝ等して昨日岩倉右大臣の邸へ一部差送られ

るよし

○離盃 摺田外務少輔の明後十六日自邸へ朝鮮修信

使を招待して送別の會を開かれ各參議も參會せら

るよし

○遠武秀行君 遠武海軍中佐は共同運輸會社の派

船買入れの爲め一昨十二日横濱解纜の米國郵船マナ

ー、オヴ、ペキン號へ乗込み歐洲へ赴かれたり

○安川繁成君 統計院幹事安川繁成君より今度沖繩

縣へ出張を命せられし付兩三日の内は該地へ出發

するよし

○堀川康隆君 侍從堀川康隆君より千種權典侍が御

妊娠を付御降誕掛り及び皇子御養育掛を此程仰付ら

れし右御降誕の後ちの直ちみ霞ヶ關ある同君が邸

へ權典侍を引移りせらるゝの御内決あるよし

○川合麟三君 過般北海道外七縣監獄署巡視として

出張ありし川合内務少書記官の御用濟みて一昨十二

日隨行の屬官手嶋某と一同歸京ありたり

○清國公使 清國欽差大臣より昨十三日午後三時よ

り朝鮮修信使朴泳孝氏の旅館を訪はれたるよし

○參事院 同院に於ては此程内閣より會議に付せら

れし本年申運籌布あるべきもの其他指令案等は件

毎て來月五日閣議を議決して内閣へ差出さるる廿六

日後は來一月政事始より議事を附せらるるべき問題

を閣議するも手筈あるよし

○華族局 華族會館中へ新設せらるる華族局長以

下前官邸の舊址に會館の敷を宮内省より撥附し御

敷とす

○交際會 陸軍省聯合の司令官へ十五

分は交際會を來る十八日頃下

○判事補派任 司法省より於てハ來

判所へ判事補數名を派出せらるる

てハ法學生徒を人擧げ上判事補

頻りに取調中ありといふ

○海軍檢閲 其筋より於て先般海軍

二季の檢閲を行はんとは評議も

將校の内異議を唱ふる方あるより

れと誠ハ肝要は事なれは是非檢閲

再議中ありといふ

○陸軍諸兵 陸軍各隊は來る廿八

せらるるに付翌廿九日より一月八

兵より外出を許さるるよし

○砲兵工廠 小石川陸軍砲兵工廠

廠へ村田銃製造の器械四臺を更

○借行社 九段坂の陸軍附行社に

陸軍々醫本部は軍醫一統が忘年の

○活版器械 陸軍省活版部より於て

印刷器械二臺より更ニ英國へ注文せ

○焼却紙幣 昨日大藏省印刷局より

紙幣の合數ハ七十万八千枚にて此

百圓にして種類ハ二圓札八万八千

千枚半圓札五万五千枚十錢札四十

○驛遞局巡視 今度驛遞局中へ新

視の官服は紺羅紗ハ長マントに

如き形にて前章は金色の丸に驛

るもれよえて局内を併分毎ニ巡視

○西班牙國大博覽會 西班牙國

來明治十六年四月一日より大博覽會

ハ本邦より於ても出品有之度旨を昨

務省へ照會ありたり

○鑛山區分 來る十六年よりと全

業を猶一層擴張せらるゝの御趣意に

國を併せて鑛山何區と更に區分せ

○下水排立 赤坂區田町通り溜池

水溜飯島居の御苑中の池より流出

櫻川より出で後

凡そもて數町は時ある大下水にて

分の入費を區内諸業にけり後々

池今般赤坂區田町の各地主が相談の

町に近日は溜池の池へ大溜を伏せ

凡そ七町許の上下水市二區を

右と私利私欲を以て下の

凡そ七町許の上下水市二區を

右と私利私欲を以て下の